

(第 128 回社会保障審議会介護給付費分科会 参考資料 3 (H28. 3. 30))
 (第 10 回平成 27 年度介護報酬改定検証・研究委員会 参考資料 3 (H28. 3. 16))
 (第 124 回社会保障審議会介護給付費分科会・資料 3 (H27. 9. 18))
 (第 9 回平成 27 年度介護報酬改定検証・研究委員会・資料 3 (H27. 9. 14))

平成 27 年度以降の調査の実施における基本的な考え方 (案)

※ 平成 26 年度調査までの主な議論と対応に加えて、平成 27 年度以降の調査の実施においては、平成 26 年度調査の実施における基本的な考え方と同様の以下の事項に留意し、また、各調査検討組織委員長からの指摘も踏まえ、調査を実施する。

なお、最終的には各調査検討組織委員長の判断により対応することを妨げるものではない。

1. 調査票配付に関する事項

(1) 記入者負担の軽減を図るため、抽出調査については、各調査の対象施設が重複しないよう、以下のような配慮を行う。

- ① 調査実施主体間で可能な限り重複調整を実施する。
- ② その上で、各調査検討組織においては、選定したサービス別標本について母集団名簿から把握できる項目から、以下の基本的事項(※)を集計し、母集団名簿における同様の集計結果と比較した結果を各調査検討組織に提示し、各調査検討組織の了解を得た上で標本を確定する。

※ 基本的事項：以下の項目の構成比率

都道府県別事業所数、法人等種別事業所数、事業開始年別事業所数、施設等の区分コード別事業所数、人員配置区分コード別事業所数、地域区分コード別事業所数、利用者数規模階級別(※)事業所数、要介護度別利用者数((※)規模階級の区分は各実施主体間で協議・調整。)

(2) 母集団名簿との比較の結果、乖離が大きい(偏りがある)と判断された場合には重複調整は行わず、母集団名簿全体から標本を無作為に選定する。

2. 調査設計に関する事項

(1) 各調査結果について、例えば、地域別に一定の標本が確保できるようにするためにも、調査設計における抽出段階において、例えば以下のような一定の工夫を行う。

- ① 推定したい(把握したい)値は母平均であることを前提として、標本調査による場合は、実施主体の計算負担が著しく多くならないような標本抽出方法を基本的な方法とする。
- ② その上で、各調査の内容に応じて、以下の基本的考え方を参考に、各調査検討組織において検討を行って判断する。

【事業所調査の場合】

- 単純な算術平均によって母平均を推定可能な単純無作為抽出法又は比例配分法による層化無作為抽出法を基本とする。
ただし、比例配分法による層化無作為抽出法によって層別の標本数が保証されても層別の標本誤差の大きさは保証されないで層間での比較が可能かどうかは各調査検討組織において判断を行う。
- また、比例配分法によらず層別の抽出率を変える場合には算術平均によって母平均を推定することが適切とは言えない点を考慮した上で、各調査検討組織において、推定方法について検討を行う。

【利用者調査・従事者調査の場合】

- 以下の方法を基本とする。
 - ① 母集団名簿→標本となる事業所を選定
 - ② ①で選定された事業所において標本となる従事者・利用者を選定
という二段抽出法を基本的な抽出方法とする。
- 二段抽出法による場合には、算術平均によって母平均の推定を行うことは難しいため、算術平均によって母平均を推定することが適切とはいえない点を考慮した上で、各調査検討組織において、推定方法について検討を行う。
- 同様に、①②の抽出において層が必要であるか（①については事業所調査と同様、②については従業者の職種別や利用者の年齢・要介護度等別に抽出する必要があるか）についても各調査検討組織において検討し、推定方法についても検討を行う。

【参考：以下、標本抽出方法と母集団の推定方法についての基本的な整理】

各調査研究における標本設計（標本抽出方法及び母平均の推定方法等）については、一般的には以下に挙げる方法が考えられるが、明らかにすべき内容や他の制約から考えて一般的な方法によることが適切でない場合には、各調査検討組織において、具体的な方法について検討を行うこととする。

	事業所を対象とした標本調査			従事者・利用者を対象とした標本調査
標本抽出方法	単純無作為抽出法	層化無作為抽出法(*1)		層化二段抽出法(*3)
標本配置	—	比例配分法(*2)	比例配分法以外	—
母平均の推定方法	算術平均	算術平均	層別抽出率の逆数をウェイトとした加重平均	第一次抽出単位及び第二次抽出単位の層別抽出率の逆数をウェイトとした加重平均

*1) 層化無作為抽出法とは、母集団を属性（例：事業所が所在する二次医療圏等）に区分（層化）して、区分した層ごとに標本を無作為抽出する方法

- *2) 比例配分法とは、層に区分された母集団の大きさ（例：二次医療圏別の事業所数）に比例して各層の標本数を決める標本配置方法
- *3) 層化二段抽出法とは、調査の対象となる標本を直接抽出するのではなく、まず調査の対象が属する集団（例：介護サービス事業所；第一次抽出単位と呼ばれる）を抽出し、抽出された集団の中から調査の対象となる標本（例：従事者；第二次抽出単位と呼ばれる）を無作為抽出する方法

3. 調査結果の分析に関する事項

（１）調査結果の分析に際しては、既存の全国の調査結果との乖離を確認し、妥当性を検証する。乖離が出た場合は、その前提で分析を行う。

なお、既存の全国調査結果（全国値）との比較にあたっては、以下の基本的事項を比較することとする。（各調査で項目を揃えておく必要がある。）

【事業所調査の場合】

- 回収された標本（事業所）について名簿に記載されている項目から以下の基本的事項（※）を集計し、母集団名簿における同様の集計結果と比較した結果を各調査検討組織に提示し、各調査検討組織において、比較結果を基に回収バイアスの評価を行う。

※ 基本的事項：以下の項目の構成比率

都道府県別事業所数、法人等種別事業所数、事業開始年別事業所数、施設等の区分コード別事業所数、人員配置区分コード別事業所数、地域区分コード別事業所数、利用者数規模階級別（＊）事業所数、要介護度別利用者数（（＊）規模階級の区分は各実施主体間で協議・調整。）

【利用者調査の場合】

- 「介護給付費実態調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）を比較対象として、比較可能な事項（例：年齢階級別要支援・介護度別利用者数の構成比等）について、各調査検討組織に提示する。各調査検討組織は提示された比較結果を基に回収バイアスの評価を行う。

【従事者調査の場合】

- 「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）を比較対象として、各調査検討組織において、調査設計に応じた比較事項の検討を行う。

※ 上記の分析において、調査の内容によって、全国値と比較できない場合を除く。